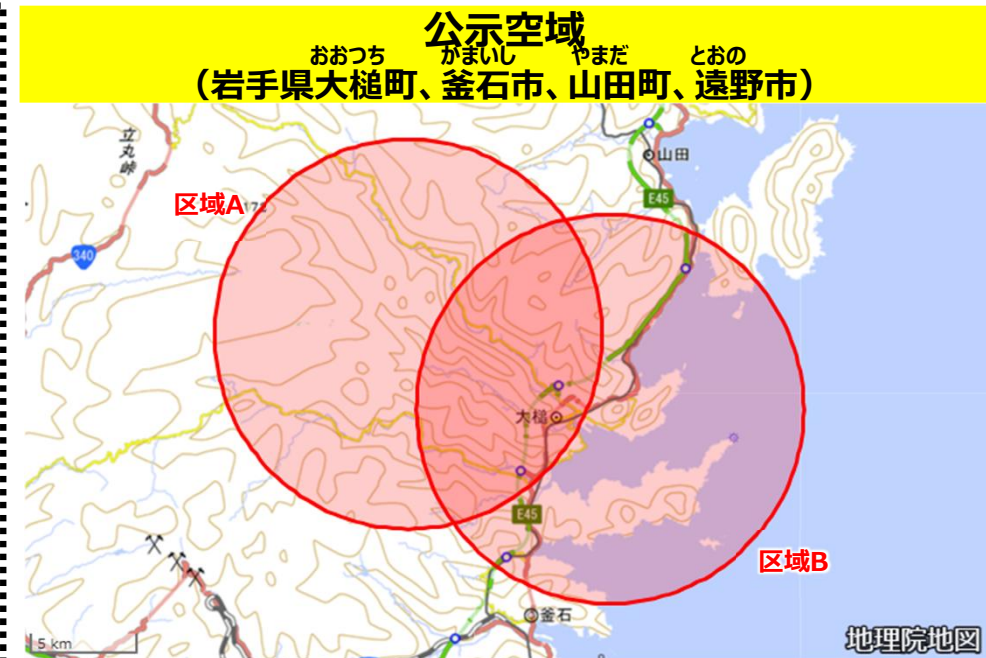


令和8年度緊急用務空域 公示第1号

岩手県大槌町で発生した林野火災について、以下のとおり国土交通大臣による航空法第132条の85による無人航空機の飛行禁止空域の指定を行いました。

なお、航空法第134条の3による航空機の飛行に影響を及ぼすおそれのある行為（凧、気球等）の許可及び通報についても適用になります。

- 公示日時：令和8年4月23日 16時00分
- 公示管理者：国土交通省航空局
- 公示管理番号：令和8年度緊急用務空域 公示第1号
- 公示本文：次のとおり航空法第132条の85第1項第1号の規定により令和8年度緊急用務空域 公示第1号を指定する。
- A) 関係都道府県：岩手県（E項に詳述）
- B) 開始：令和8年4月23日 16時00分
- C) 終了：別途通知するまで
- D) 時間帯：日出 / 日没
- E) 区域：
 - 区域A：北緯39度23分34秒、東経141度49分11秒を中心とした
半径9kmの範囲（岩手県大槌町、釜石市、山田町、遠野市）
 - 区域B：北緯39度21分42秒、東経141度55分43秒を中心とした
半径9kmの範囲（岩手県大槌町、釜石市、山田町）
- F) 下限：地上
- G) 上限：地上から900m



航空法第132条の92の適用を受けて飛行させる場合を除き、当該空域での無人航空機の飛行を原則禁止とします。

なお、今後の状況に応じ、緊急用務空域を指定する期間・範囲・高度を変更する可能性があります。

航空局ホームページ等において、最新の情報を確認してください。